

食の安全・安心の確立に関する意見書

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年１２月９日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Ｇメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や、景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールへの遵守徹底など、当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案が３月１１日に国会に提出され、現在衆議院で審議中です。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や、毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程での安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、墨田区議会は政府に対し、食品に係る安全性の一層の確保に努めるため適切な措置を講ずるよう、下記事項の実施を強く要望します。

記

- 1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案の早期成立・施行を期すこと。
- 2 本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とする関係省庁との連携を強化した十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、関係法令の改正も視野に入れ、総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成２６年３月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣	}	あて
財務大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）		